

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第1区分  
 【発行日】令和6年6月14日(2024.6.14)

【国際公開番号】WO2023/053704  
 【出願番号】特願2023-550416(P2023-550416)

【国際特許分類】

A 2 4 B 3 / 1 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

A 2 4 D 1 / 2 0 ( 2 0 2 0 . 0 1 )

A 2 4 F 4 0 / 2 0 ( 2 0 2 0 . 0 1 )

10

【F I】

A 2 4 B 3 / 1 4

A 2 4 D 1 / 2 0

A 2 4 F 4 0 / 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月27日(2024.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ファイバー状材料を含み、

少なくとも1つの面の算術平均表面粗さ $S_a$ が5～30 $\mu\text{m}$ である、  
 非燃焼加熱型香味吸引器用たばこシート。

【請求項2】

圧力成形シートである、請求項1に記載のシート。

【請求項3】

置換度が0.65以上であるセルロース誘導体を含む、請求項1または2に記載のシート。

30

【請求項4】

前記置換度が0.7以上である、請求項3に記載のシート。

【請求項5】

請求項1または2に記載の非燃焼加熱型香味吸引器用たばこシートを含むたばこ含有セグメント、  
 を備える非燃焼加熱型香味吸引器。

【請求項6】

請求項5に記載の非燃焼加熱型香味吸引器と、  
 前記たばこ含有セグメントを加熱する加熱装置と、  
 を備える非燃焼加熱型香味吸引システム。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

2) 湿粉の調製

粉碎されたたばこ原料(例えば、はたばこ粒子)に、バインダー、必要に応じて香料や

50

脂質等の添加剤を加えて混合する。この混合はドライブレンドであることが好ましいので、混合機としてミキサーを用いることが好ましい。次いで、ドライブレンド物に、水等の媒体、必要に応じてグリセリン等のエアロゾル生成基材を添加し、ミキサーで混合し、湿粉（湿潤状態の粉）を調製する。当該湿粉中の媒体の量は、20～80質量%、好ましくは20～40質量%とすることができるが、工程2によって適宜調整される。例えば、工程2で圧展を行う場合、前記媒体の量は20～50質量%とすることができ、押出しを行う場合は、20～80質量%とすることができる。湿粉の固形分濃度は50～90質量%であることが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0091

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0091】

以下にセルロース誘導体の具体例を例示する。

セルロースエーテル類：メチルセルロース、エチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシメチルエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ベンジルセルロース、トリチルセルロース、シアノエチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、カルボキシエチルセルロース、アミノエチルセルロース

20

セルロースエステル類：酢酸セルロース、ギ酸セルロース、プロピオン酸セルロース、酪酸セルロース、安息香酸セルロース、フタル酸セルロース、トシルセルロース等の有機酸エステル類；~~硝酸セルロース~~、硫酸セルロース、リン酸セルロース、セルロースキサントゲン酸塩等の無機酸エステル類

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0102

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0102】

30

(1) 工程1

本工程は、ファイバー状材料と、必要に応じてたばこ材料と、バインダーであるセルロース誘導体と、媒体とを混合する。必要に応じて、エアロゾル生成基材、乳化剤、または香料を添加することもできる。各成分の配合量は、前述の量を達成できるように調整される。媒体は、好ましくは例えば水や、エタノール等の沸点が100未満である水溶性有機溶媒を主成分とし、より好ましくは水またはエタノールである。混合の方法は限定されず、ミキサーやニーダー等の公知の機器を用いることができる。混合によって得られる混合物の固形分濃度は限定されず、工程2に適するように適宜調整される。例えば、当該固形分濃度の上限は、好ましくは98質量%以下、90質量%以下、または80質量%以下であり、その下限は、好ましくは10質量%以上、20質量%以上、30質量%以上、40質量%以上、または50質量%以上である。

40

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0136

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0136】

以下に、評価方法を説明する。

[刻こぼれ体積]

各例で調製したたばこシートを裁断して刻を調製した。当該刻を長さ12mm、直径7

50

mmのラッパ-22内に70体積%で充填し、たばこセグメント20Aを調製した。次いで、当該たばこ含有セグメントを備える、図1に示す香味吸引物品1を調製した。図2に示すようなシステム(ただし、内部加熱タイプとした)を準備し、これを喫煙機による喫煙試験(14パフ、CIR条件、350での一定加熱)に供した。喫煙試験後、たばこセグメント20Aから刻を静かに除去した。次いで前記体積%で新たに刻を再度ラッパ-22内に充填して2回目の喫煙試験に供した。このようにして合計20回の喫煙試験を行い、ラッパ-22内に残留した総刻こぼれの体積を測定した。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0147

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0147】

【表B2】

表B2 シートの組成および物性

	バインダー	バインダー物性		仕上がりシート物性		
		置換度 [mol/C6]	粘度** [mPa・s]	坪量 [g-WB/m <sup>2</sup> ]	厚さ [ $\mu$ m]	密度 [g-WB/mL]
参考比較 例B1	F20LC 3%	0.62	250	163	133	1.23
参考例 B1	F30MC 3%	0.72	350	165	134	1.23
参考例 B2	F20HC 3%	0.89	250	149	120	1.24
参考例 B3	A04SH 3%	1.30 以上*	60	217	177	1.23
参考例 B4	A20SH 3%	1.30 以上*	250	228	191	1.19

\*製造元公称値

\*\*製造元公称値 (OD1%水溶液粘度)

10

20

30

40

50